#### 水難救助訓練の再開について

#### 1 目的

水難救助対応時における潜水技術の向上及び潜水作業従事認定者の養成

#### 2 日時

毎月、火曜日を原則とする(月4回)

- (1) プール訓練:9時30分から12時まで
- (2) 海洋訓練 : 9時30分から13時10分まで (3) 操船訓練 : 9時30分から12時30分まで

#### 3 場所

(1) プール訓練:新潟県立柏崎アクアパーク(柏崎市学校町6番73号)

(2) 海洋訓練 : 笠島漁港内及び外海(柏崎市大字笠島)

(3) 操船訓練 : 柏崎マリーナ (柏崎市東の輪町)

#### 4 対象者

潜水作業従事認定者15人、潜水作業従事未認定者8人、有資格者7人 (警防第一:15人 警防第二:15人)

- ※潜水作業従事未認定者8人及び有資格者7人はCカード取得後から海洋訓練を開始する。
- 5 訓練内容(バディ:潜水ダイバー2人以上を1組)
  - (1) ドライスーツ若しくはウエットスーツを着用し、適正なウエイト量の確認
  - (2) 浮力調整装置を着装しての潜行及び浮上要領
  - (3) バディでの検索要領
  - (4) トラブル対応要領
- 6 安全管理の役割分担 (バディ1組当たり)
  - (1) 陸上 訓練統括:1人(副署長)、警戒員:1人、陸上安全監視員:1人
  - (2) 水面 スタンバイダイバー (安全監視員):1人
  - (3) 警戒艇 操船員:1人、警戒員:1人

※警戒員:周囲の状況変化等の警戒を行い、ダイバーの安全を確保する隊員をいう。

- ※陸上安全監視員:不測の事態が発生する恐れがある場合に、ダイバーの安全を確保する隊員をいう。
- ※スタンバイダイバー: 不測の事態が発生した場合に、直ちにダイバーを救護できる隊 員をいう。
- ※警戒艇:訓練場所が、陸上から約30m以上離れた位置で訓練する場合に配置する。

#### 7 携行品

(1) 個人装備:ドライスーツ若しくはウエットスーツ×人数分 個人潜水資機材一式×人数分 救命胴衣(訓練統括、警戒員、安全監視員、操船員)

- (2) 水難救助資機材:潜行ロープ、検索ロープ、沈鍾、国際A旗
- (3) 安全管理資機材:浮環、フローティングロープ
- (4) 通報資機材:携帯無線(安全監視員及び警戒員)、携帯電話
- (5) 救急資器材:AED、呼吸管理資器材
- 8 水難救助訓練開始前の職員研修
  - (1) 安全管理研修(安全監視及び警戒要領)

対象者:68人(主任以上の隔日勤務者)

日 時:5月23日(木)、24日(金) 1時間程度

(2) 潜水業務従事者研修

対象者: 30人(潜水作業従事認定者及び未認定者)

日 時:5月25日(土)、26日(日) 1時間程度

(3) 船舶操縦士研修

対象者: 31人(船舶免許保有の隔日勤務者)

日 時:5月28日(火)、29日(水) 1時間程度

※水難救助(潜水)訓練の開始予定日 6月11日(火)

#### 9 改善点

(1) 安全を最優先にする組織風土の構築

ア 総務省消防庁からの水難救助等に関する通知は幹部会議で共有し、消防本部内の 対応を明確にする。

- イ 他消防本部や他機関で発生した事故事例及びヒヤリハット事例は、隊員間で共有 する場を設け、必要に応じて水難救助活動計画を見直す。
- ウ 潜水士の国家資格を取得後、プールで基本泳力を確認し、スキューバダイビングライセンス (Cカード)を取得させる。
- エ 組織内の情報共有として、潜水作業従事認定者は訓練の振り返りを月2回以上実施し、未認定者の訓練状況を把握すると共に、その内容を潜水活動振り返りシートを用いて、消防署長に報告し、消防署長は報告内容から適切な対策を講じることとする。
- オ 未認定者の相談及び意見等を聞き入れる窓口は消防総務課人事企画係長とし、そ の内容を消防総務課長に報告する。なお、消防総務課長は消防署長と協議し、適切な 対策を講じることとする。
- (2) 機械的要因(資機材点検)

ア 圧力調整器 (レギュレーター及びオクトパス)、ゲージ (水深計、残圧計及びコンパス) 並びに浮力調整具 (BCジャケット) については使用に際して支障を来さぬように年1回業者に点検整備を依頼する。

- イ ドライスーツを追加配備し、可能な限り隊員の体型に合うサイズ選定を可能にする。
- ウ 個人装備の点検は、全ての隊員が点検表に基づき同様の手順で実施するとともに、 必ずバディ相互でダブルチェックを行う体制とする。

#### (3) 環境的要因(安全管理)

- ア 安全管理員を増員させ、訓練統括、警戒員、安全監視員、スタンバイダイバーを配置し、安全管理体制を強化する。
- イ 潜水救助活動は、陸上又は船艇から、水平距離でおおむね30m以内とする。陸上から30m以上離れて訓練を行う場合は警戒艇による警戒員を配置する。
- ウ 無線機、携帯電話等により通信手段を確保、AEDなどの救急資器材を配備し、緊 急時の迅速な対応に備える。

#### (4) 環境的要因 (訓練の実施方法)

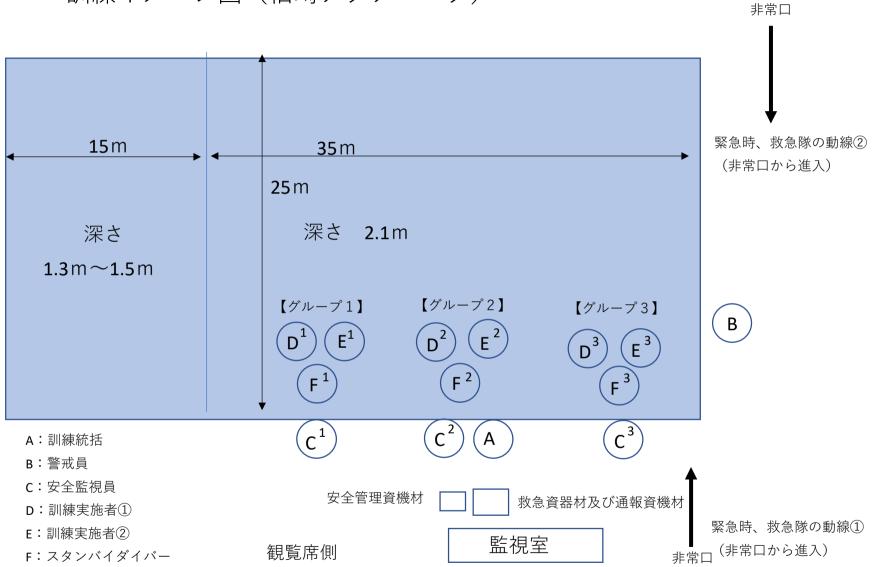
- ア 訓練の実施に際し、潜水業務計画表を作成して、全隊員が訓練内容を把握できるよう周知徹底する。
- イ 段階別潜水隊員育成訓練実施表及び潜水隊員訓練実施表に基づき訓練を実施し、 訓練参加者個々の技術等の到達度を確認できる体制とする。
- ウ 潜水訓練は、2人以上1組(バディ)を遵守し、単独での潜水は行わない。
- エ 就業時及び訓練前後の健康状況については、健康チェックシートを用いて安全責任者がチェックを行う。また、安全責任者は訓練者の健康状況を消防署長へ報告する。
- オ 訓練前日当務の仮眠時間は、連続6時間以上取れるように配慮する。なお、夜間 (21:00~翌朝6:30) に災害等で出場した場合は、労務管理に考慮して水難救助訓練 には参加させない。

#### (5) 人的要因 (個人の適性)

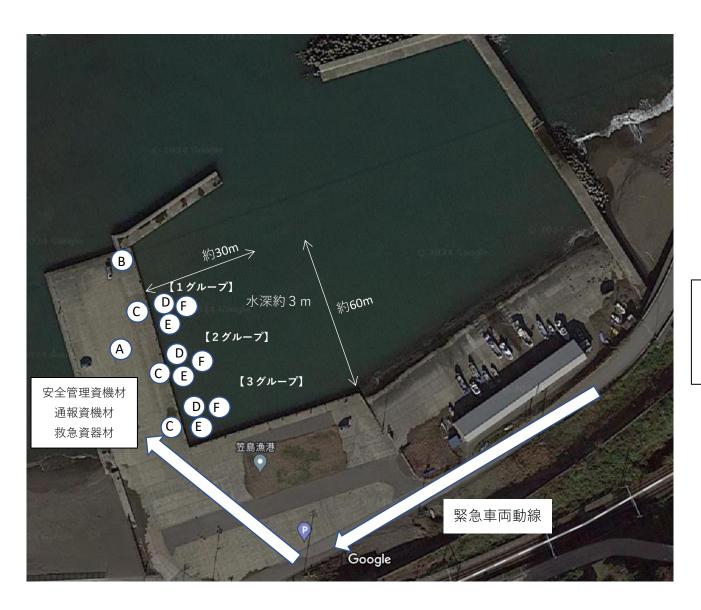
- ア 潜水訓練を実施する職員は、高気圧作業安全衛生規則第38条に定められた健康 診断(肺活量測定等)を実施する。
- イ 消防署長は月に1回程度、訓練対象者と面談を実施し、個人の適性を把握する。

以上

駐車場側



## 訓練イメージ図 (笠島漁港)



A:訓練統括

B:警戒員

C:安全監視員

D:訓練実施者①

E:訓練実施者②

F:スタンバイダイバー

※グループごとの訓練場所が 離れる場合は、必要に応じて 警戒員を増員する。

# 訓練イメージ図 (笠島漁港)



A:訓練統括

B:警戒員 (陸上)

c:安全監視員

D:訓練実施者①

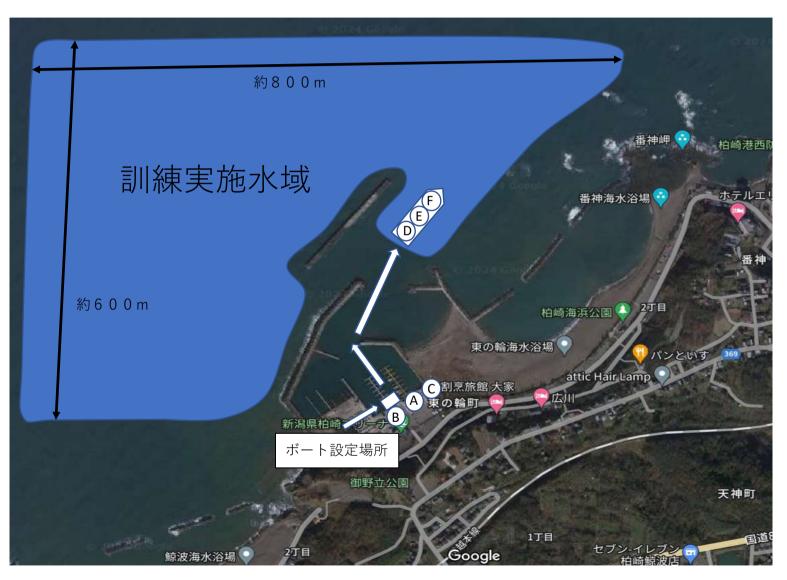
E:訓練実施者②

F:スタンバイダイバー

G:操船員

H:警戒員(船上)

# 操船訓練イメージ図(柏崎マリーナ)



A:訓練統括

B:警戒員(陸上)

c:安全監視員

D:訓練実施者①

E:訓練実施者②

F:警戒員(船上)

### 令和6年度(2024年度)水難救助訓練年間計画

令和6年度	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
潜水作業従事者	水難 戦	【内容】 プール訓練 【日程】 6/11.12.18.25 【場所】 アクアパーク 50mプール	【内容】 海洋訓練 7/2.5.9.12 【場所】 笠島漁港 Cカード取得		【内容】 海洋程】 9/3.10.17.24 【場所】 笠島漁港	【内容】 海洋訓練 【日程】 10/8.15.22.29 【場所】 笠島漁港	【内容】 プール訓練 【日程】 11/5.12.19.26 【場所】 アクアパーク レジャープール	【内容】 プール訓練 【日程】 12/3.10.17.24 【場所】 アクアプール	【内容】 プール訓練 【日程】 1/7.14.21.28 【場所】 アクアプール	【内容】 プール訓練 【日程】 2/4.13.18.25 【場所】 アクアパーク レジャープール	【内容】 プール訓練 【日程】 3/4.11.18.25 【場所】 アクマープール
潜水作業従事未認定者(2年目)			【内容】 プール訓練 【日程】 7/23.30 【場所】 アクアパーク 50mプール Cカード取得	【内容】 海洋訓練 【日程】 8/22.29 【場所】 笠島漁港							
潜水作業従事 未認定者 (1年目) 2人				Cカード取得							
未認定者 (訓練未実施) 潜水士免許有 7人				【内容】 プール訓練 (基本泳法) 【日程】 8/6.13.20.27 【場所】 アクアパーク 50mプール		Cカード取得					
船舶		【内容】 ボート操船訓練 【日程】 6/7.10 【場所】 柏崎マリーナ									

※11月以降のプール訓練は50mプールのスケートリンクへの変更状況により訓練場所を決定する。